

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

延岡市（以下「本市」とする。）は、宮崎県北部に位置し、九州山地を背に、清流五ヶ瀬川が貫流し、日向灘に面した都市で、平成 18 年に北方町、北浦町、平成 19 年に北川町との 1 市 3 町の合併を経て、総面積 868.02k m²、九州内の市町村では 2 番目の面積を有する広大な市域を有している。

本市は、大正 9 年頃より工場の立地が相次ぎ、第 2 次世界大戦後にかけて化学工業等を中心とした東九州有数の工業都市として発展し、人口は昭和 55 年には、154,881 人（国勢調査）と増加のピークを迎えた。

その後、人口は減少に転じ、令和 2 年までの 40 年間で 36,487 人（23.6%）減少となっており、更に令和 5 年 12 月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の地域別将来推計人口」によると、今後も人口減少傾向は続き、2050 年には、76,142 人にまで減少すると推計されている。

また、生産年齢人口（15 歳～64 歳）は、昭和 55 年の 101,524 人から減少を続け、令和 2 年には 61,670 人に減少となっており、こちらも令和 5 年 12 月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の地域別将来推計人口」によると、今後も減少傾向は続き、2050 年には、35,685 人にまで減少すると推計されている。

産業構造については、市内中心部に製造業や建設業のほか、医療・福祉、卸売業、小売業等の産業が集積し、山間部には豊かな自然環境や豊富な森林資源を活かした農業、林業が営まれている。また、日向灘に面する海岸部では、漁業も盛んに行われ県内有数の水揚げを誇るなど、広大な市域に多様な産業が立地している。

令和 2 年国勢調査による産業別就業者人口を見ると、第 1 次産業が 2,725 人、第 2 次産業が 15,115 人、第 3 次産業が 35,518 人となっている。また、産業別の純付加価値額については、令和 3 年経済センサス―活動調査で見ると、製造業が 50,418 百万円（24.9%）、医療、福祉が 33,054 百万円（16.3%）、次いで、卸売業、小売業が 32,393 百万円（16.0%）、建設業が 28,285 百万円（13.9%）となっている。

本市の中小企業の実態等については、人材確保の面から見ると、有効求人倍率は平成 29 年以降 1.0 倍を超え、それ以降高い水準で推移しており、企業の人材確保が難しい状況が続いている。また、令和 2 年に市内の製造業関連事業所約 150 社を対象に実施したアンケートでは、回答者の 44.9%が「従業員の高齢化」を、また 16%が「事業承継を推進する必要がある」と回答するなど、将来的に事業の存続が危ぶまれる企業も多く存在している。

こうした中、市内の中小企業においては、事業活動を担う人材の不足や高齢化、事業承継問題等に対応するため、生産性の飛躍的な向上と企業の稼ぐ力の底上げ、更には魅力ある企業づくりに繋げることで、人材の確保と定着を図るとともに、後

継者等が事業を承継したいと思える企業にしていくことが喫緊の課題となっている。

(2) 目標

本市においては、市内中小企業の事業活動を担う人材の不足や高齢化、事業承継問題等に対応し、地域の持続的な発展に繋げるために、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業の先端設備等の導入を促進する。

これを実現するため本計画の計画期間内における先端設備等導入計画の認定を、年 15 件を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

本市では、本計画を策定し、市内中小企業の生産性向上を促進することで、先端設備等導入計画を認定した中小企業の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3 %以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市には、第 1 次産業から第 3 次産業に至るまで多彩な業種が集積しており、これらの産業が本市の雇用や地域経済を担うとともに、市民の生活を支えていることから、幅広い産業において生産性の向上を図ることが不可欠である。

そのため、本計画において対象とする先端設備等の種類については、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市は、多彩な産業を有し、それらは市の中心部のみならず、山間部や海岸部など市の全域に立地していることから、市全域において生産性を向上させることが必要である。そのため、本計画の対象地域は、市全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市には、第 1 次産業から第 3 次産業に至るまで多彩な業種が集積しており、これらの産業が本市の雇用や地域経済を担うとともに、市民の生活を支えている。また、生産性向上の取組は、新たな設備の導入による機械化や自動化の推進、新技術や商品、システムの開発、さらには IT の導入や IoT、AI の活用、省エネルギー化によるコスト低減など、様々な取組の可能性がある。そのため本計画の対象業種・事業は、全ての業種・事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、導入促進基本計画が国の同意を得た日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

先端設備等導入計画の認定においては、人員削減等を目的とした先端設備等導入計画を認定の対象としない等、雇用の安定と確保に配慮する。また、反社会的勢力との関係が認められるものや公序良俗に反するもの、市税等の滞納があるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としないこととする。

また、太陽光発電設備については、当市が持つ豊かな自然環境や景観との調和を阻害する恐れがあることや、地域の直接的な雇用に寄与しない可能性があることを踏まえ、『延岡市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン』を遵守した計画を対象とするほか、主に売電を目的とした設備であって本市に対し継続した雇用創出効果が無いものは対象としない。